

令和7年第9回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月12日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B・2C

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

委 員

2番 山形 浩一

3番 角田 里美

4番 宮崎 尚彦

5番 伊藤 美穂子

6番 鳴海 正

7番 外崎 高逸

8番 乗田 栄一

9番 石岡 雅樹

10番 小林 達英

11番 佐藤 善一

12番 一戸 孝志

13番 工藤 昇

15番 相馬 孝雄

16番 柳原 一夫

17番 白戸 裕丈

18番 中谷 徳善

19番 小山内 清人

欠 席

1番 今 貴洋

14番 佐藤 敬道

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可  
について

議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係  
る意見について

議案第40号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第41号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

報告第20号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理につ  
いて

報告第21号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会事務局

主 査 藤 元 大 季

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一 戸 武 二

次 長 鈴 木 秀 人

係 長 山 田 竜 太 郎

農業委員会市浦支所

主 査 齋 藤 俊 宏

(開会時刻 午後3時)

司 会 ただ今から令和7年第9回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は18名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。議事録署名者には、3番 角田里美(かくたさとみ)委員、4番 宮崎尚彦(みやざきなおひこ)委員のご両名を指名いたします。また、書記には藤元主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、市浦支所 齋藤主査をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和7年7月10日午後4時から、鳴海 正 委員、一戸孝志 委員、柳原一夫 委員で五所川原北地区及び五所川原南地区の法務局登記官照会2件の現地調査を行いました。

また、令和7年7月24日午前9時30分から、石岡 則秋 推進委員、金谷 広大 推進委員、小笠原 一昌 推進委員で五所川原東地区及び五所川原南地区、五所川原北地区の法務局登記官照会2件の現地調査を行いました。

また、令和7年7月31日午後1時から、佐藤 敬道 委員、三浦 大 委員、佐藤 伸一 委員で市浦地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

した。

また、令和7年8月8日午前9時から、福士 浩樹 推進委員、高橋 誉一 推進委員で五所川原南地区及び五所川原北地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第38号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第38号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転2件、無償所有権移転8件、賃貸借権設定5件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議 長 議案第38号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第38号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第38号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第39号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 11ページをご覧ください。

議案第39号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、

県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件、使用貸借権設定1件です。

12ページをご覧ください。

1番 大字飯詰字影日沢、田1筆、3,338㎡のうち122㎡

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用目的は砂採取の運搬路です。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約6.0kmの距離にあり、農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断されますが、一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることから、不許可の例外に該当します。

申請事業者は採石業を営んでおり、隣地の採石地から道路までの運搬路とするため、当該農地の申請に至ったものであります。

通行後は都度、法面を確認及び整備するため、周辺農地への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2番 大字稲実字開野、田1筆、畑1筆、計715㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約2.7kmの距離にあり、住宅地の中に孤立して存在する農地であることから第3種農地と判断されます。

申請人は、建設業を営んでおり、解体廃木材や建設用の足場等の保管場所が不足していることから、資材置場を探すこととしました。場所の選定に当たっては、事務所から近く、事業規模に見合った面積であることから、当該申請地を選択するに至ったものであります。

周辺に農地はないため、農地への影響はないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については13ページ、現地調査時の写真等については14ページをご覧ください。

議長 議案第39号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議 長     ご質問がないようですので、議案第 39 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員     (異議なしの声あり)

議 長     ご異議がないようですので、議案第 39 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与     15 ページをご覧ください。

議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式 5 件、売買 3 件です。

16 ページから 17 ページまでの 5 件については、一括方式による促進計画で、18 ページから 19 ページまでの 3 件については、農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により 9 月下旬に認可・公告される予定です。

議 長     議案第 40 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員     (な し)

議 長     ご質問がないようですので、議案第 40 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員     (異議なしの声あり)

議 長     ご意義がないようですので、議案第 40 号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 41 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 20 ページをご覧ください。

議案第41号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は5件です。

21 ページをご覧ください。

1番 大字長橋字藤島、田8筆、計5,323㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、家屋や事務所、倉庫が建築されており、また、アスファルトや砕石で舗装されているため、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

2番 大字湊字船越、田1筆、畑3筆、計1,042㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、倉庫が建築されており、また、アスファルトや砕石で舗装されているため、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

3番 大字梅田字燕口、田1筆、畑2筆、計3,382㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地、公衆用道路、雑種地です。調査の結果、倉庫の建築、道路の一部になっている、擁壁で囲まれ、地面がコンクリートで舗装されている等の理由から、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

4番 大字飯詰字清野、田1筆、1,898㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、家屋が建築されており、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

5番 相内露草、田1筆、209㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、砕石が敷かれ、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真については、23 ページをご覧ください。

議 長 議案第41号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第41号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第41号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第38号から議案第41号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他、何かございませんか。  
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。